

富山県第6期障害福祉計画  
(第2期障害児福祉計画)

素案 (たたき台)

※関係部分抜粋

令和3年3月



## 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

### (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

### (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、失語症者の自立と社会参加を図ります。

### 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するとともに、広域的な派遣を行います。

#### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

#### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

#### (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に失語症向け意思疎通支援者を派遣することにより、失語症者の自立と社会参加を図ります。

「富山県手話言語条例」の概要		施行期日：平成30年4月1日
<b>前文</b>		<b>県の責務</b>
<b>【手話とは】</b> ・手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。		(1) 手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施 (2) 市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力 (3) 手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援 (4) ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮
<b>【手話の歴史】</b> ・日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。 ・ろう者は、手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。		<b>県民等及び事業者の役割</b>
<b>【条約、法令の制定】</b> ・障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話の重要性について明記された。 ・本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。		(1) 「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深める (2) 「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進 (3) 「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上 (4) 「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進 (5) 「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮
<b>【今後の本県の目指すべき姿】</b> ・ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。		<b>基本的施策</b>
<b>目的</b>		県障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進する。
・①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。		<b>【手話の普及等に関する施策】</b>
全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。		(1) 相談及び意思疎通の支援体制の整備（県聴覚障害者センターへの支援等） (2) 手話による情報発信（ろう者の県政に関する情報の取得支援） (3) 災害時等への対応（ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等） (4) 観光旅行者等への対応（ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等） (5) 手話通訳者の確保、養成等（手話通訳者の確保、養成、手話通訳技術の向上） (6) 事業者への支援（手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者への支援） (7) 手話を学ぶ機会の確保等（県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保） (8) 学校における手話の普及（聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進）
<b>基本理念</b>		<b>協議会の設置</b>
(1) 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的遺産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。 (2) 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。		「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。